

随意契約理由

令和8年(2026年)3月23日

契約担当課名	豊中市教育委員会事務局 学校給食課 走井学校給食センター
契約名称	学校給食搬送業務委託契約
契約概要	市内小学校約 13,000 食の学校給食・食器を積み込んだコンテナの配送回収に係る業務
契約締結日	令和8年(2026年)3月23日
履行期間	令和8年(2026年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで
契約の相手方	株式会社エースコーポレーション
契約金額	金293,832,000円
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
随意契約理由	本業務は、市内小学校に学校給食・食器を搬送する業務となります。 給食搬送用トラック12台の艀装内容は、食缶や食器を給食用コンテナに収納してから学校へ配送するための艀装となり、一般的なトラックを流用して業務にあたることはできません。 令和7年度に現受託者に車両の状況を確認し、「市内走行での使用に条件が限られていることから、走行距離も短く、一台の車両も入れ替えることなく、5年以上は引き続き車両の使用が可能である。」との回答を得ています。 また、新規案件として給食搬送用トラックを必要台数用意し、業務仕様に合わせ艀装して業務委託する場合の経費と既存のトラックを使用して引き続き現受託者に委託する場合の経費を比較すると、車両調達費が発生しない分、引き続き現受託者に委託した場合は大きな費用削減が果たせます。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約するものです。
備考	車両走行距離(12台平均):71,360km(2025年8月31日時点) 艀装内容:給食用コンテナはかなりの重量物となるので床材の補強 給食用コンテナを固定するためのレール 給食センターのドックシェルターに合わせたリアドア